平成２４年（フ）第３１４号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地４棟507号、開始決定時の住所大阪府貝塚市澤917番地１リーベラ二色の浜403号
破産者　速水　英一
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７５５号
神戸市兵庫区里山町652、住民票上の住所神戸市兵庫区上沢通１丁目１番16号
破産者　大垣　清明
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１号
兵庫県明石市相生町２丁目11番９号
破産者　大枝芙佐美
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
奈良県天理市杉本町260番地８
破産者　熊代　和美
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３１９号
広島県東広島市黒瀬町津江1659、住民票上の住所広島市安芸区矢野東５丁目８番21―104号　キムラコーポ敬春
破産者　占部　昌邦
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０４号
広島市安佐北区可部７丁目７番３―101号
破産者　角田　純子
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８号
山口県宇部市大字西岐波1537番地８　シャーメゾン西岐波Ａ棟102号
破産者　三好　和明
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１４０号
山口県宇部市西中町５番43号
破産者　弘中　　眞
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１１１号
島根県出雲市知井宮町1285―５ＣＯＳＭＯＶ103号室、開始決定時の住所山口県宇部市大字東須恵1959番地４
破産者　富永　直幸
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３２７号
熊本市北区改寄町2435番地、開始決定時の住所熊本県合志市須屋1307番地４
破産者　伊藤　博之
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４３号
熊本市東区山ノ内１丁目２番70号
破産者　糸瀬　圭司
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２号
宮崎県日南市大字平野2637番地　あいらんど遥Ａ305号
破産者　長谷川達史
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第９号
鹿児島県鹿児島市武岡６丁目４番５号
破産者　小吹　恭子
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
鹿児島県鹿児島市吉野町3355番地196
破産者　福田　博行
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
北海道室蘭市東町４丁目17番７―209号
破産者　安藤　静子
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
函館市美原２丁目22番10号、開始決定時の住所函館市谷地頭町32番３号
破産者　坂口　公平
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１１９号
北海道苫前郡初山別村字初山別182番地１
破産者　花房　　信
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７０号
北海道旭川市緑町20丁目2164番地の42　高西ハイツ205号室
破産者　石田　　徹
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１２号
北海道旭川市流通団地３条４丁目27番地の11
破産者　浅田　満也
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部